介護保険負担限度額認定証について

介護保険施設に入所(短期入所を含む)している所得の低い方で、一定以上の資産がない場合は、申請により費用負担が軽減されます。

収入額は、遺族年金・障害年金を含めて計算します。

＜対象者の判定の流れ＞

◇所得要件
・世帯全員が住民税非課税
・配偶者※が住民税非課税
※世帯が違っていても算定の対象になります。

非課税 ⇩

◇食費・居住費の軽減対象
・限度額は下表のとおりです。

課税 ⇘

軽減対象外

利用者 負担段階	対象者	負担限度額(日額)		
		居住費		食費
第1段階	生活保護を受給していて、預貯金等の合計が 1,000 万円(夫婦は 2,000 万円)以下の方	多床室	0 円	300 円
		従来型個室	(特　養) 380 円 (老健等) 550 円	
		ユニット型個室的多床室	550 円	
		ユニット型個室	880 円	
第 2 段階	住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金と障害年金収入額合計が 80 万円以下であり、預貯金等の合計が 650 万円(夫婦は 1,650 万円)以下の方	多床室	430 円	390 円 (600 円)
		従来型個室	(特　養) 480 円 (老健等) 550 円	
		ユニット型個室的多床室	550 円	
		ユニット型個室	880 円	
第 3 段階①	住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金と障害年金収入額合計が 120 万円以下であり、預貯金等の合計が 550 万円(夫婦は 1,550 万円)以下の方	多床室	430 円	650 円 (1,000 円)
		従来型個室	(特　養) 880 円 (老健等) 1,370 円	
		ユニット型個室的多床室	1,370 円	
		ユニット型個室	1,370 円	
第 3 段階②	住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金と障害年金収入額合計が 120 万円を超え、預貯金等の合計が 500 万円(夫婦は 1,500 万円)以下の方	多床室	430 円	1,360 円 (1,300 円)
		従来型個室	(特　養) 880 円 (老健等) 1,370 円	
		ユニット型個室的多床室	1,370 円	
		ユニット型個室	1,370 円	

※短期入所サービス(ショートステイ)を利用した場合、食費の負担限度額は(　)内の金額。